

府政防第 1217 号  
消 防 災 第 97 号  
健感発 0527 第 2 号  
観 観 産 第 75 号  
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県、保健所設置市、特別区防災担当主管部（局）長

衛生主管部（局）長 殿

観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
観光庁観光産業課長

「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が収束していない状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を发出したところです。

この事務連絡において、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等の活用の検討を進めていただくよう助言したところですが、このたび、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項をとりまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。

都道府県におかれては、避難所としてのホテル・旅館等の活用にあたり、市町村のみでは対応が困難な場合も想定されることから、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をして頂きますようお願い致します。なお、下記の「8. 費用負担」については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を所管する内閣府地方創生推進室に確認済です。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 【平時の事前準備】

1. ホテル・旅館等を避難所として開設する必要性の検討
  - ・市町村において、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討すること。
  - ・避難所としてのホテル・旅館等の活用の検討に当たっては、市町村防災担当主管部局は、都道府県防災担当主管部局を通じて、軽症者及び無症候性病原体保有者のためのホテル・旅館等の確保を行っている都道府県の衛生主管部局をはじめとする関係部局との調整を行うこと。なお、ホテル・旅館等が、市町村、都道府県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくこと。
  
2. ホテル・旅館等の活用
  - ・市町村は、1. の検討の結果、ホテル・旅館等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能なホテル・旅館等のリストも参考にしながら、ホテル・旅館等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われるホテル・旅館等との間で借上げに係る調整を実施すること。当該市町村のみでは対応が困難な場合は、都道府県に調整を要請すること。
  - ・都道府県は、市町村から要請があった場合は、当該市町村及び防災担当主管部局と衛生主管部局をはじめとする関係部局が緊密に連携の上、1. の市町村におけるホテル・旅館等の活用の必要性等を踏まえ、借上げに係る相談を実施すること。
  - ・調整に当たっては、各ホテル・旅館等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておくこと。なお、市町村及び都道府県において宿泊団体等と協定を締結していない場合は、協定締結に向け調整することが望ましい。調整に当たっては別添の協定例等を参考にされたい（既に都道府県から市町村に協定例を示している場合においては、当該協定例を参考に検討されたい。）。
  
3. ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備
  - ・市町村において、災害発生時においてホテル・旅館等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ決めておくこと。当該市町村のみでは十分な体制を構築できない場合は、都道府県等から応援職員の派遣を検討すること。
  - ・市町村は、ホテル・旅館等の活用が必要となる可能性がある場合は、ホテル・旅館等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅

行者等及びその家族等)を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成しておくこと。検討結果について都道府県とも共有しておくこと。

- ・市町村において、ホテル・旅館等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどのホテル・旅館等に避難すべきか事前に検討しておくこと。

#### 【災害発生時等】

#### 4. 災害の発生が予想される場合におけるホテル・旅館等へ優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

- ・大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所としてホテル・旅館等を活用することが予想される場合は、市町村は、事前にホテル・旅館等の施設管理者等に空室状況等を確認すること。
- ・上記確認結果を踏まえ、当該ホテル・旅館等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該ホテル・旅館等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、避難が必要となった時は、直接当該ホテル・旅館等に避難すべき旨を事前に周知すること。

#### 5. ホテル・旅館等を速やかに避難所として開設

- ・ホテル・旅館等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、市町村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認の上、ホテル・旅館等を避難所として速やかに開設すること。
- ・運営管理を適切に行うため、避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者を配置すること。なお、ホテル・旅館等の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てることとしても差し支えない。

#### 6. ホテル・旅館等における避難者の受入

- ・4.において事前に周知した場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者が確認を行うこと。
- ・事前にホテル・旅館等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため4.の事前の周知を行うことができなかった場合は、市町村の職員等が、速やかにホテル・旅館等の被災状況や空室状況を確認の上、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方にに基づき、ホテル・旅館等へ避難させるべき者を判断すること。この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取り扱って差し支えない。

- ・自宅療養者は、原則として避難所として開設したホテル・旅館等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むこと。
- ・避難者の健康状態の確認について、衛生主管部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

## 7. 運営管理

- ・避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、ホテル・旅館等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努めること。
- ・避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供すること。
- ・ホテル・旅館等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保すること。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、都道府県の衛生主管部局をはじめとする関係部局と十分に連携の上で、事前に検討し、これに沿って対応を行うこと。
- ・避難所運営にかかわる職員の健康状態の把握等を行うこと。

## 8. 費用負担

- ・災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能である。
- ・災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能である。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、横田

TEL 03-3503-9394（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤、榊原

TEL 03-3595-2257（直通）

観光庁観光産業課

高築、須藤

TEL 03-5253-8330（直通）

(ひな形)

## 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

〇〇市・町・村(以下「甲」という。)と〇〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部(又は個別の〇〇ホテル・旅館)(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(要請する業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙の組合員(又は乙)が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ひな形)

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1泊3食の場合  
1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)
- (2) 1泊〇食の場合  
1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件(上記第5条)
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日から〇日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(ひな形)

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所

〇〇市・町・村

〇〇市・町・村長 〇〇 〇〇 印

乙：住所

〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部

支部長 〇〇 〇〇 印



様式1 (第2条関係)

第 号  
年 月 日

〇〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部長 様

〇〇市・町・村長

協力要請書(第 報)

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 ( 部 課) 氏名 連絡先電話番号
電話、ファクシミリ 等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

(注)備考欄には、受入れを依頼する避難者に関する留意事項(障がいの有無、種類など)等を記載すること。

様式2 (第4条関係)

第 号  
年 月 日

〇〇市・町・村長

〇〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部長

業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号(第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号
履行内容	
履行の場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

(注) 履行内容欄には、受入人数及び役務の内容等を記載すること。

## 受入実績報告書

宿泊施設名	
担当者名	
TEL	
FAX	

No	氏名	性別	年齢	住所	宿泊期間	泊数 A	1泊あたりの金額(税抜き) B	消費税 C	入湯税 D	計 E (B+C+D)	利用金額合計 F (A×E)	対象者要件	特記事項
(例)	〇〇 〇〇	男	75	〇〇市〇〇〇〇〇〇	6/20～6/22	3	7,000	700	0	7,700	23,100	高齢者	
	〇〇 〇〇	女	80	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/21～6/22	2	7,000	700	200	7,900	15,800	基礎疾患有り	
	〇〇 〇〇	男	62	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/21～6/22	2	7,000	700	200	7,900	15,800	上記の家族	
	〇〇 〇〇	女	28	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/20～6/22	3	5,000	500	0	5,500	16,500	妊婦	
										計	71,200		
1										0	0		
2										0	0		
3										0	0		
4										0	0		
5										0	0		
6										0	0		
7										0	0		
8										0	0		
9										0	0		
10										0	0		
11										0	0		
12										0	0		
13										0	0		
14										0	0		
15										0	0		
										利用額計	0		